

卷之七、卷之十一の末尾に附せる各一篇、及び卷之二十の末に附せる二篇等に於て認むるが如くなるを以て、容易に之を識別するを得と雖、許三禮の増輯に係るものは、直ちに新增館則の後に接續せしめ、別に題名を與へざれば、中に就きて康熙十二年以後の年月を有する記事、若しくは此の時期に當ると考へらるる記事を求めて之に該當せしめざる可からず。例へば卷首に載する新增館則第七枚表第六行、康熙二十三年十一月の記事、同第八枚裏康熙十二年十二月の記事、卷之六第十一枚表張吉午以下八人の題名、卷之二十第七枚以下に載する新增館則の如きは即ち之なり。

袁懋德は前記の補刻館則序に於て、増定館則の殘缺を完補したることを述べたれども、然も本書に就きて之を検すれば、尙ほ卷之十一に於て六項中五項を失ひ、殘存する所は僅かに人役一項中の一款に過ぎず。又卷之七題名の下に於て出自の記事を缺けるもの多きも、其の部分の散佚に歸したるが爲に外ならざること明らかなり。されば今存する所を以て、増定館則の完きものとは爲す可らざれども、然も此の書が本來二十卷より成りしことは、其前附せる目錄及び補刻館則序に據りて考ふるも疑ふべきに非ず。唯だ恠しむべきは、卷之十七載する所の呂維祺の増定館則序に、「爲卷二十一」と記せることなり。果して然らば今本は又其の一卷を失へるものと見ざる可らざれど、思ふに之れ「一」字を衍せるものに外ならざるべし。

四夷館則の編輯及び、其の上に加へられたる數次の補輯の趣旨は、各其の序跋の記す所に詳にして、要するに館の文献湮滅し、漫漶稽ふべき莫きを憂ひ、當時知り得る所を蒐めて一書とし、規範を前に求め、率循を後に貽さんとしたるに外ならず。されば其の記事に於て、他の典籍の載する所と重複するものあるは當然の事なれども、然も